

お知らせとお願いについて (給水装置・排水設備)

令和7年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課

注 意

この動画は、令和7年度現在の
(給水装置・排水設備) に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事(占用及び承認)における工事時間の厳守について

何が問題になったのか？

市民の方から「給排水工事で決められた時間以外に道路を規制していた」という指摘がありました。

※決められた時間以外とは ▷ AM8：30分前の準備と17：00以降の片付け

警察署から教えてもらったルール

① 工事時間は絶対に守る

- 許可された時間内で工事を行う
- 準備作業も工事時間に含まれる

② 時間外の駐車は違反

- 許可時間前に作業車を道路に停めてはダメ
- 駐車禁止の場所では道路交通法違反になる

③ ルール違反は絶対にしない

- 市民に迷惑をかけないよう注意する



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事(占用及び承認)における工事時間の厳守について

皆さんにお願いしたいこと

時間を守る

- 準備から片付けまで、すべて許可時間内で完了する

看板を正しく作る

- 工事看板に書く課名と電話番号を間違えない

市民の皆さんに迷惑をかけないよう、ご協力をお願いします。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事における交通誘導員配置について

皆さんにお願いしたこと

**道路占用・使用許可条件（道路使用図）どおりに
適正な人数の交通誘導員を配置していない業者が見受けられます。**

**道路占用・使用許可条件（道路使用図）を遵守し
適正な人数の交通誘導員を配置するよう、お願いします。**



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

給水装置工事、排水設備工事における未承認施工

注意事項

管理者の承認を受けずに給水装置工事、排水設備工事を行った業者が複数ありました。未承認施工の理由としては、お客様からの緊急の依頼による工事や、工事の認識誤りが原因です。

	違反内容	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	計
給水装置工事	未承認施工	3	5	5	4	1	18
	その他	2				3	5
排水設備工事	未確認施工	2	2	1	3	1	9
合計		7	7	6	7	5	32

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

給水装置工事、排水設備工事における未承認施工に関する注意事項

未承認施工の事例

① ゴールデンウィーク、年末年始など休日に、お客様から緊急の工事依頼があり、申込前に施工せざるをえなかった。

（対応方法） 直近の開庁日に申請地区の上下水道部担当課へ連絡し、指示を受けてください。

② リフォームに伴い器具の増設や移設の工事を依頼された。

（対応方法） 改造工事に該当しますので着手前に申請が必要です。

③ 井水と市水を併用しているお客さまから、井水を廃止して市水に切り替える工事を依頼された。

（対応方法） 改造工事に該当しますので着手前に申請が必要です。

※ 未承認施工が発覚した場合は、指定の取消し等の処分対象となります

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

台帳閲覧に関する注意事項

皆さんにお願いしたこと

ファイリングシステムに掲載してある「給水台帳」や「排水設備台帳」等の個人情報を、閲覧及び印刷により取得した場合、所有者又は使用者の同意の有無にかかわらず、下記の事項に注意していただくようお願いします。

- ① 所有者又は使用者以外へ情報を提供しないでください。なお、給水管の有無や口径、加入金の納付状況等も個人情報に該当します。
- ② 閲覧及び印刷により取得した個人情報を第三者に漏洩した場合は、指定の取消し等の処分の対象となることがあります。
- ③ 取得した個人情報は厳重に管理し、不要となった場合は適正に処分してください。
- ④ 閲覧申請した箇所以外の閲覧や印刷は行わないようにしてください。

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

分水工事（サドル分水栓）における穿孔切片の確認方法について

皆さんにお願いしたこと

分水工事（サドル分水栓）における施工不良により、配水用ポリエチレン管の穿孔切片が給水管管内に詰まり、出水不良事故が発生しました。
つきましては、施工完了の電話連絡時にお願いしている「完了・残留塩素」の報告に加え、HPEの場合は穿孔切片の回収確認の報告を引き続き口頭でお願いします。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

① 小規模貯水槽方式（有効容量10m³以下）から直結方式に切替える場合に限り、**加入金が免除**となります。したがって簡易専用水道（有効容量10m³超）については対象となりません。

＜説明＞

この制度では、管理が十分行き届かないことが多い小規模貯水槽にかわり、安全・安心な水道水の供給を促進することを目的としていることから、法律で清掃、点検及び水質検査が義務付けられ適切な管理がされている簡易専用水道は除外しました。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

② 対象は共同住宅で、事務所、貸店舗等は対象となりません。したがって、事務所、貸店舗等と共同住宅が混在する建築物は、共同住宅分のみが対象となり、事務所、貸店舗等はメーター個数に応じた加入金が発生します。また、共用水栓用のメーターも加入金免除の対象なりません。

<説明>

この制度は、生活用水（一般用）の安全・安心を確保することを目的としているため、業務用等は対象から除外しました。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

③ この制度は、加入金の支払いを免除するものでありメーター権利を与えるものではありません。したがって、建替えの場合で直結給水方式の場合にはメーター個数に応じた加入金が必要となります。

<説明>

この制度は、給水条例第36条（料金等の軽減又は免除）の規定に基づき、既存小規模貯水槽を廃止する場合に限り適用する特例措置であり、それ以外の場合は適用となりません。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路の舗装、下水マンホール等の危険で修繕が必要な箇所を発見した場合には、下水道工事課へご連絡ください。

皆さんにお願いしたいこと

- 下水マンホール付近が陥没、陥没している。
- 下水マンホール付近が割れている。
- 道路に穴が開いている。
- 下水マンホールから下水が噴出している等。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

陥没により、下水道本管内に土砂の流入など、緊急事態も発生することもありますので、上下水道部に連絡いただき、みなさんで安全、安心な街にしていきましょう！！



■ お問い合わせについて

お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

**所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号**

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



排水設備工事の設計・施工及び 実務に関する留意事項について

(第1部)

令和7年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課

注 意

この動画は、令和7年度現在の排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項の内容になります。

今後、内容が変更することもあります。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

設計及び施工

設計及び施工に当たっては、次の事項を考慮する。

- 1 設計に当たって設計者は、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。
(1) 事前調査 (2) 測量 (3) 排除方式の確認
(4) 配管経路の設定 (5) 流量計算 (6) 排水管、ます等の決定
(7) 施工方法の選定 (8) 設計図の作成 (9) 工事費の算定
- 2 施工に当たって指定工事店は、現場の状況を十分に把握し、設計図等に従って適切に施工する。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

材料及び器具

材料及び器具は、次の事項を考慮して選定する。

- 1 長期の使用に耐えるもの。
- 2 維持管理が容易であるもの。
- 3 環境に適応したものの。
- 4 原則として規格品を用いる。
- 5 一度使用したものは原則として再使用しない。



排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

屋内排水設備

基本的事項 屋内排水設備の設置に当たっては、次の事項を考慮する。

- 1 屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- 2 屋内排水設備は、建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持固定、防護等により安定、安全な状況にする。
- 3 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流などが生じないものとする。
- 4 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。
- 5 排水系統と通気系統が適切に組み合わされたものとする。
- 6 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久的性を有し保守管理が容易にできるものとする。
- 7 建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

排水管（屋内排水設備）

排水管は、次の事項を考慮して定める。

- 1 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- 2 管径及びこう配は、排水を円滑かつ速やかに流下するよう定める。
- 3 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷がないもので、原則として、規格品を使用する。
- 4 排水管の沈下、地震による損傷、腐食等を防止するため、必要に応じて措置を講じる。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

トラップ*

排水管へ直結する器具には、原則としてトラップを設ける。

トラップの構造

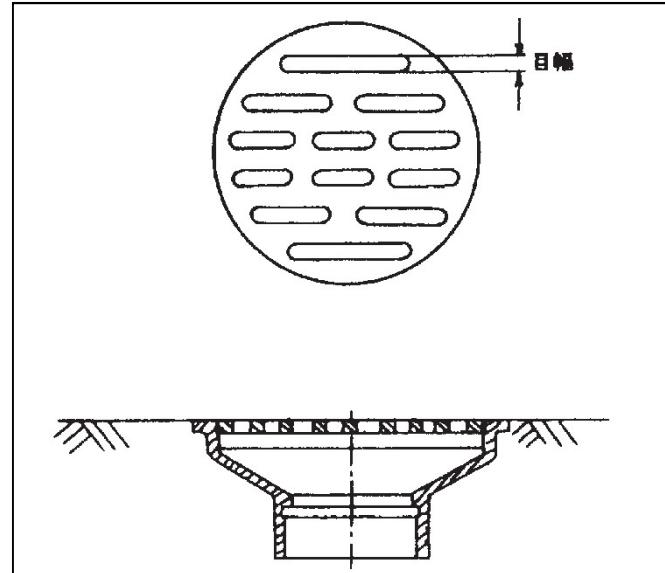
- 1 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。(封水が破られにくい構造であること。)
- 2 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。(自己洗浄作用を有すること。)
- 3 封水深は5cm以上10cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。
- 4 器具の排水口からトラップウェア(あふれ面下端)までの垂直距離は、60cmを越えてはならない。
- 5 トラップは、他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から二重トラップとならないようにする。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

ストレーナー

浴槽、流し場等の汚水流出口には、固体物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。

ストレーナーの例

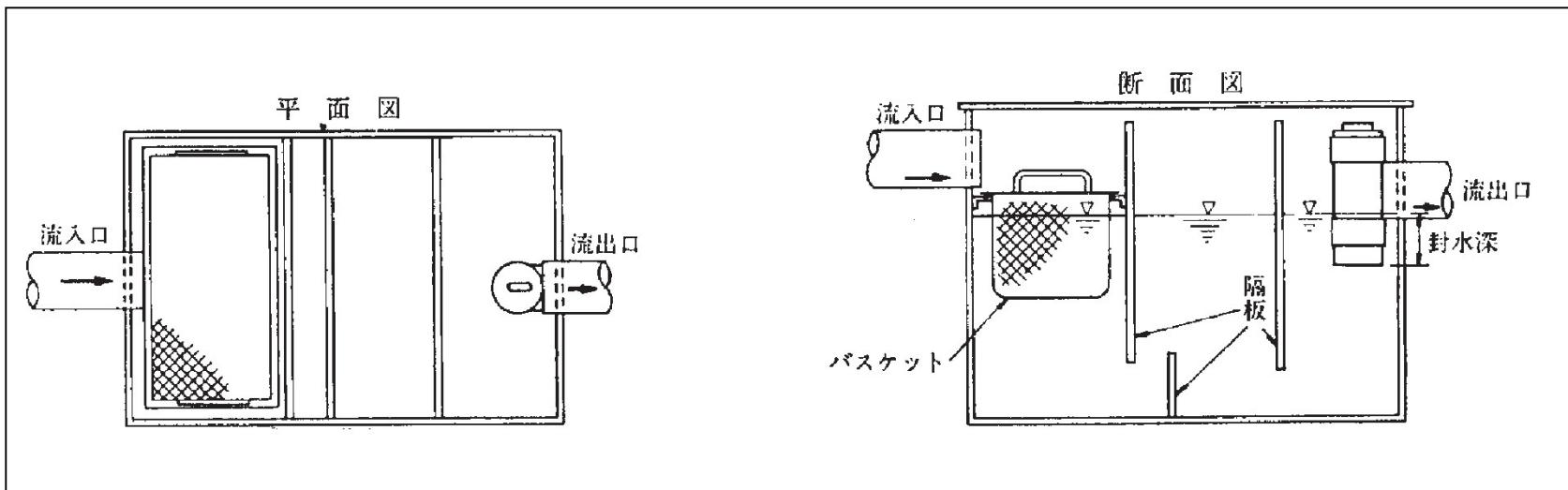


排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

グリース阻集器の例



■ お問い合わせについて

お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

**所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号**

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



排水設備工事の設計・施工及び 実務に関する留意事項について (第2部)

令和7年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課

注 意

この動画は、令和7年度現在の排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項の内容になります。

今後、内容が変更することもあります。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

屋外排水設備

基本的事項 屋外排水設備の設置に当たっては、次の事項を考慮する。

- 1 公共下水道のます及びその他の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画等について調査を行う。また、敷地高が周辺地盤より低い場合には、周辺からの雨水の侵入や下水の逆流に特に留意する。
- 2 排除方式は、公共下水道の排除方式に合わせなければならない。
- 3 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。



排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

排水管（屋外排水設備）

排水管は、次の事項を考慮して定める

- 1 配管計画は、屋内排水設備からの排水箇所、公共ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。
- 2 管径及びこう配は、排水を支障なく流下させるように定める。
- 3 使用材料は、水質、布設場所の状況を考慮して定める。
- 4 排水管の土かぶりは、原則として20cm以上とする。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。
- 5 露出管又は特別な荷重がかかる場合は、これに耐え得る管種を選定するか又は防護を施してください。
- 6 排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等の排水施設に接続する。
- 7 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

ます（屋外排水設備）

排ますの配置、材質、大きさ、構造等は、次の事項を考慮して定める。

1 ますの設置箇所

- 排水管の起点、終点、会合点、掘曲点、その他維持管理上必要な箇所に設ける。

2 ますの材質

- 材質はプラスチック（硬質塩化ビニール、ポリプロピレン）、鉄筋コンクリート等とする。

3 ますの大きさ、形状及び構造

- 内径又は内のり 15cm以上とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

ます（屋外排水設備）

ますの配置、材質、大きさ、構造等は、次の事項を考慮して定める。

4 ふた

- 堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたとする。

5 底部

- ますの底部には、汚水ますはインバートを、雨水ますは泥だめを設ける。

6 基礎

- ますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施す。

排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

施工

排水管の施工に当たっては、次の事項を考慮する。

- 1 掘削は、深さ及び作業現場の状況に適した方法で行う。
- 2 掘削底面は、丁寧に仕上げる。必要に応じて基礎を施す。
- 3 管の布設は直線状に、また、管の接合は水密性を保持し、植物の根等が入り込まないように管材に適した方法により行う。
- 4 埋戻しは、管の移動、損傷等を起こさないように注意し、入念に突き固めながら行う。
- 5 排水管は、必要に応じ防護等を施す。



排水設備工事の設計・施工及び実務に関する留意事項

浄化槽の処理

不要になった浄化槽は、原則撤去する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講じる。

誤接合対策

排水管の設計・施工に当たっては、汚水管きょや污水ますへの雨水侵入などの誤接続に十分注意する必要がある。



■ お問い合わせについて

お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

**所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号**

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

